

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代 表 取 締 役 氏 名

年 月 日から 年 月 までの当社及び
子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書
- 6 連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第59条第5項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第4条第1項の免許申請書又は法第127条第1項第8号の規定及び第85条第1項第2号若しくは第2号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 保険会社及び子会社等（保険業法（以下「法」という。）第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 連結基金等変動計算書」の次に一括して記載

することができる。

第1

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
- 子会社等に該当するものはすべて記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	認可又は届出年月日等	資本金又は出資金	事業の内容
			百万円	

(記載上の注意)

- 保険持株会社を親会社とする保険会社は、記載を要しない。
- 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則(以下「規則」という。)第85条第1項第9号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1) 連結の範囲に関する事項

(2) 持分法の適用に関する事項

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(4) のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2 連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) （生命保険株式会社及びその子会社等）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証		契 約 者 配 当 準 備 金	
金		代 理 店 借	
買 入 金 銭 債 権		再 保 険 借	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		短 期 社 債	
金 銭 の 信 託		社 債	
有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債	
貸 付 金		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
土 地		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
建 物		価 格 変 動 準 備 金	
リ ー ス 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備	
建 設 仮 勘 定		金	
その他の有形固定資産		繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		負 債	
の れ ん		支 払 承 諾	
リ ー ス 資 産		負債の部 合計	
その他の無形固定資産		(純 資 産 の 部)	
代 理 店 貸		資 本 金	
再 保 険 貸		新 株 式 申 込 証 拠 金	
そ の 他 資 産		資 本 剰 余 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		利 益 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産		自 己 株 式	△
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金		株 主 資 本 合 計	

資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	その他有価証券評価差 額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累 計額 在外子会社等に係る保険契 約準備金評価差額金 その他の包括利益累計 額合計 株式引受権 新株予約権 非支配株主持分 純資産の部 合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金 等	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証		特 定 取 引 負 債	
金		短 期 社 債	
買 入 金 銭 債 権		社 債	
特 定 取 引 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
商 品 有 価 証 券		そ の 他 負 債	
金 銭 の 信 託		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
有 価 証 券		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
貸 付 金		価 格 変 動 準 備 金	
有 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
土 地		繰 延 税 金 負 債	
建 物		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
リ ー ス 資 産		支 払 承 諾	
建 設 仮 勘 定		負債の部 合計	
その他の有形固定資産		(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産		資 本 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		新 株 式 申 込 証 拠 金	
の れ ん		資 本 剰 余 金	
リ ー ス 資 産		利 益 剰 余 金	
そ の 他 の 無 形 固 定 資			

産		自 己 株 式	△
そ の 他 資 産 退 職 給 付 に 係 る 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	△	自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の（１）により、損害保険株式会社にあつては上記の（２）により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

（１）継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

（２）次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第112条第１項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法

- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩ リース取引の処理方法
- ⑪ ヘッジ会計の方法
- ⑫ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑬ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑭ 子会社等が採用した会計方針のうちに保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- (10) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (11) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (12) 保険会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (14) 生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (15) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
- (17) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (18) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- (19) 保険会社の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会

社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該保険会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

(20) スtock・オプションに関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第15条の9から第15条の11までの規定に準じて記載すること。）

(21) 企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3の規定に準じて記載すること。）

(22) 事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。）

(23) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		社 員 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
特 定 取 引 資 産		再 保 險 借	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
土 地		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
建 物		価 格 変 動 準 備 金	
リ ー ス 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
建 設 仮 勘 定		繰 延 税 金 負 債	
その他の有形固定資産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産		負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア		支 払 承 諾	
の れ ん		負債の部 合計	
リ ー ス 資 産		(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産		基 金	
代 理 店 貸		基 金 申 込 証 拠 金	
再 保 險 貸		基 金 償 却 積 立 金	
そ の 他 資 産		再 評 価 積 立 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益	
繰 延 税 金 資 産		連 結 剰 余 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		基 金 等 合 計	
支 払 承 諾 見 返		その他の有価証券評価差額金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退職給付に係る調整累計額	
		在外子会社等に係る保険契約	
		準 備 金 評 価 差 額 金	
		その他の包括利益累計額合	
		計	
		非 支 配 株 主 持 分	
		純資産の部 合計	

資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
-------------	--	-------------	--

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金 等	
債券貸借取引支払保証金		社 員 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 負 債	
特 定 取 引 資 産		短 期 社 債	
商 品 有 価 証 券		社 債	
金 銭 の 信 託		そ の 他 負 債	
有 価 証 券		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
貸 付 金		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		価 格 変 動 準 備 金	
土 地		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
建 物		繰 延 税 金 負 債	
リ ー ス 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
建 設 仮 勘 定		支 払 承 諾	
その他の有形固定資産		負債の部 合計	
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア		基 金	
の れ ん		基 金 申 込 証 拠 金	
リ ー ス 資 産		基 金 償 却 積 立 金	
その他の無形固定資産		再 評 価 積 立 金	
そ の 他 資 産		基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		連 結 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産			
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		基 金 等 合 計	
支 払 承 諾 見 返		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
		在外子会社等に係る保険契約	
		準 備 金 評 価 差 額 金	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
		合計	
		非 支 配 株 主 持 分	

		純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩ リース取引の処理方法
- ⑪ ヘッジ会計の方法
- ⑫ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑬ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑭ 子会社等が採用した会計方針のうちに保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財

務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

- (5) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- (10) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (11) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (12) 保険会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (14) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (15) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (16) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 保険会社の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該保険会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (18) スtock・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第15条の9から第15条の11までの規定に準じて記載すること。）
- (19) 企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3の規定に準じて記載すること。）
- (20) 事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。）
- (21) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限

る。)に係る保証債務の額

(22) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ & & \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
経	常	収	益				
保	險	料	等	収	入		
資	産	運	用	収	益		

	利	息	及	び	配	当	金	等	収	入
	特	定	取	引	収	入	益			
	商	品	有	価	証	券	運	用	益	
	金	銭	の	信	託	運	用	益		
	売	買	目	的	有	価	証	券	運	用
	有	価	証	券	売	却	益			
	有	価	証	券	償	還	益			
	金	融	派	生	商	品	収	益		
	為		替		差		益			
	貸	倒	引	当	金	戻	入	額		
	そ	の	他	運	用	収	益			
	特	別	勘	定	資	産	運	用	益	
	そ	の	他	経	常	収	益			
経	常	費	用							
	保	険	金	等	支	払	金			
		保			険		金			
		年					金			
		給			付		金			
		解	約	返	戻		金			
		そ	の	他	返	戻	金			
責	任	準	備	金	等	繰	入	額		
		支	払	備	金	繰	入	額		
		責	任	準	備	金	繰	入	額	
		契	約	者	配	当	金	積	立	利
							息	繰	入	額
資	産	運	用	費	用					
	支		払	利	息					
	特	定	取	引	費	用				
	商	品	有	価	証	券	運	用	損	
	金	銭	の	信	託	運	用	損		
	売	買	目	的	有	価	証	券	運	用
	有	価	証	券	売	却	損			
	有	価	証	券	評	価	損			
	有	価	証	券	償	還	損			
	金	融	派	生	商	品	費	用		
	為		替		差		損			
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額		
	貸	付	金	償	却					
	賃	貸	用	不	動	産	等	減	価	償
									却	費
	そ	の	他	運	用	費	用			
	特	別	勘	定	資	産	運	用	損	
事				業						費

そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	

（２）（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益 正 味 収 入 保 険 料 収 入 積 立 保 険 料	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 生 命 保 険 料 そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	

有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
特別勘定資産運用益	
その他の運用収益	
積立保険料等運用益振替	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
損害調査費	
諸手数料及び集金費	
満期返戻金	
契約者配当金等	
生命保険金等	
支払備金繰入額	
責任準備金等繰入額	
その他の保険引受費用	
資産運用費用	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
特別勘定資産運用損	
その他の運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他の経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他の特別利益	

特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	

（記載上の注意）

1 生命保険株式会社にあつては上記の（１）により、損害保険株式会社にあつては上記の（２）により記載すること。

2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

（１）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（２）顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

（３）１株当たり情報に関する次に掲げる事項

① １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

② 株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株

式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

- (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (保険株式会社及びその子会社等一連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 へ ッ ジ 損 益	
為 替 換 算 調 整 勘 定	
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	
包 括 利 益	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。

この注記は、上記 4 の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 そ の 他 の 運 用 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 保 険 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損	

金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他の運用費用 特別勘定資産運用損 事業費用 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他の特別利益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他の特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失）	
法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益 その他の有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益	

親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益 正 味 収 入 保 険 料 収 入 積 立 保 険 料 積 立 保 険 料 等 運 用 益 生 命 保 険 料 そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 運 用 収 益 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 引 受 費 用 正 味 支 払 保 険 金 損 害 調 査 費 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 満 期 返 戻 金 契 約 者 配 当 金 生 命 保 険 金 等 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損	

有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	
そ の 他 の 包 括 利 益 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 為 替 換 算 調 整 勘 定 退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金 持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額 包 括 利 益	

親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(4)により、損害保険株式会社にあつては上記の(5)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
 - (3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - ① 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)
 - ② 株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨
 - (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。

ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

- 8 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 そ の 他 運 用 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 保 険 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損	

金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益	
固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 （ 又 は 親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	

（７）（損害保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	

保 資 利 特 商 金 売 有 有 金 特 そ 積 そ 社 そ	保 險 引 受 収 益					
	正 味 収 入 保 險 料					
	収 入 積 立 保 險 料					
	積 立 保 命 他 保 險 引 受 収 益					
	生 の 産 運 用 収 益					
	そ 息 及 び 配 当 金 収 入					
	資 利 特 商 金 売 有 有 金 特 所 積 所 社 所					
	特 商 金 売 有 有 金 特 所 積 所 社 所					
	商 金 売 有 有 金 特 所 積 所 社 所					
	金 売 有 有 金 特 所 積 所 社 所					
	特 所 積 所 社 所					
	所 積 所 社 所					
	積 所 社 所					
	所 社 所					
	社 所					
	經 常 費 用					
保 險 引 受 費 用						
資 利 特 商 金 売 有 有 金 特 所 積 所 社 そ	正 味 支 払 保 險 金					
	損 害 調 査 費					
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費					
	満 期 返 戻 金					
	契 約 者 配 当 金					
	生 命 保 險 金					
	支 払 備 金 繰 入 額					
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額					
	そ の 他 保 險 引 受 費 用					
	資 産 運 用 費 用					
	特 定 取 引 費 用					
	商 品 有 価 証 券 運 用 損					
	金 銭 の 信 託 運 用 損					
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損					
	有 価 証 券 売 却 損					
	有 価 証 券 評 価 還 損					
	有 金 融 派 生 商 品 費 用					

特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 社 員 配 当 金 そ の 他 の 経 常 費 用	
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失) 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 (又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失) 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 (又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失)	

(記載上の注意)

1 生命保険相互会社にあつては上記の(6)により、損害保険相互会社にあつては上記の(7)により記載すること。

2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼすその他の要因について明らかにする。

並損、時期及び内容等には影響を及ぼし主たる原因に基づいては力をした場合には当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(8) (保険相互会社及びその子会社等一連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
為 替 換 算 調 整 勘 定	
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	
包 括 利 益	
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。
- ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5 親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 そ の 他 運 用 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 保 険 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損	

売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 （ 又 は 親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	

そ の 他 の 包 括 利 益 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 為 替 換 算 調 整 勘 定 退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額 包 括 利 益 親 会 社 に 係 る 包 括 利 益 非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	
--	--

(1 0) (損害保険相互会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益 正 味 収 入 保 険 料 収 入 積 立 保 険 料 積 立 保 険 料 等 運 用 益 生 命 保 険 料 そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 運 用 収 益 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替 そ の 他 経 常 収 益 社 員 配 当 準 備 金 戻 入 額 そ の 他 の 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 引 受 費 用 正 味 支 払 保 険 金 損 害 調 査 費 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 満 期 返 戻 金	

契 約 者 配 当 金 生 命 保 険 金 等 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 社 員 配 当 金	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）	

親会社に帰属する当期純剰余 (又は親会社に帰属する当期純損失) 非支配株主に帰属する当期純剰余 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 包 括 利 益 親 会 社 に 係 る 包 括 利 益 非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(9)により、損害保険相互会社にあつては上記の(10)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
 - (3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又は

この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載する

こと。

- 7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。
ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 8 親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等―直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険金据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 為替差損益（△は益） 有形固定資産関係損益（△は益） 持分法による投資損益（△は益） 特定取引資産の増減額（△は増加） 特定取引負債の増減額（△は減少） 商品有価証券の増減額（△は増加） 代理店貸の増減額（△は増加） 再保険貸の増減額（△は増加） その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連） の増減額（△は増加） 代理店借の増減額（△は減少） 再保険借の増減額（△は減少） その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増 の増減額（△は減少） その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出	

貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社及びその子会社等－直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出	

営業費及び一般管理費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	（ ）
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	

現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社及びその子会社等－間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益（△は損失） 減価償却費 減損損失 のれん償却額 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金等の増減額（△は減少） 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 為替差損益（△は益） 有形固定資産関係損益（△は益） 持分法による投資損益（△は益） 特定取引資産の増減額（△は増加） 特定取引負債の増減額（△は減少） 商品有価証券の増減額（△は増加） その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増 の増減額（△は増加） その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増 の増減額（△は減少） その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入	

金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等―直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出	

再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他	
小計	
利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	()
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額	

その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（生命保険相互会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	
賃貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
商品有価証券の増減額（△は増加）	
代理店貸の増減額（△は増加）	
再保険貸の増減額（△は増加）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）	
の増減額（△は増加）	
代理店借の増減額（△は減少）	
再保険借の増減額（△は減少）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）	
の増減額（△は減少）	
その他	

小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	（ ）
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	

現金及び現金同等物期末残高

(損害保険相互会社及びその子会社等－直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
特定取引による収入	
特定取引による支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（ ）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	

連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による支出 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金等の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
商品有価証券の増減額（△は増加）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

5 連結株主資本等変動計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

[illegible]

⋮																×	×
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期末残高	×	×	×	△×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

6 連結基金等變動計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

[illegible]

親会社に帰属する当期純剰余					××	××									××
基金の償却	△××					△××									△××
・・・															××
基金等以外の項目の当期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	—	—	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第3

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額（A）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

2 所要資本合計額

所要資本合計額（B）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（A）／（B）	%
---------	---

（記載上の注意）

- 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。
- 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。